

ちゃんと登録しましよう

(犬・生涯1回・3,000円)

飼い犬は、飼い始めてから30日以内※に犬の登録をしなければなりません。登録時に犬鑑札をお渡ししますので、鑑札を首輪などにつけ、迷いになつたときなど身元が確認できるようにしましょう。猫については川根本町では登録義務はありません。飼い犬が死亡した際は役場に届出をしてください。

予防注射をしましよう

(犬・年1回)

狂犬病は、その名前から犬だけの病気というイメージを持つている人が多いかも知れません。しかし、狂犬病は人間を含むすべての哺乳類に感染し、発病すると助からないとても怖い病気です。

飼い主さんは、生後3カ月を過ぎた犬に年1回、狂犬病の予防注射を受けさせることが義務づけられています。

狂犬病は、万が一、飼い犬が人を咬んでしまった場合、速やかに役場に届出をしてください。

適度な運動・適正なしつけ

散歩してあげましょう。犬にとって散歩はとても大切な行為です。ただし、犬をコントロールできる者が綱を引いてあげましょう。小さなお子さんが大型犬をコントロールするのは無理です。必ず大人の方が同行し、一緒に綱を引いてあげましょう。

適当な時期に適正な方法でしつけと訓練をしましょう。読本などで犬のしつけ方を学びましょう。犬との快適な関係を築くための第一歩です。

動物の苦情で特に多いのがフンによる苦情です。

公園や広場、道路などは決して犬を散歩させるときは、必ずスコップやビニール袋を持参して、その場にフンを残さないようにしてください。人間だったらあります。犬のトイレではありません。

いふことはないはずですから。犬のトイレではありません。

【特にお願ひ】

フンの始末はきちんと!

災害が起こったときは

地震などが発生したとき、犬や猫を連れて避難することを考えたことがありますか。災害時は人間でさえパニックになってしまいます。ペット

を連れていればなおのこと避難は大変になるでしょう。常日頃から、人間の分だけでなくペットの分についても備えておきましょう。また災害時は迷い犬や迷い猫がたくさん発生します。そんなときこそ、ネームプレートや鑑札が有効な確認手段となります。

- ネームプレートや鑑札を着用
- 1週間分の食べ物と水
- ケージ、キャリングバッグなど
- 飼い主・ペットの2ショット写真

途中で投げ出さないで

ペットは一度飼い始めたら、途中で投げ出すことは許されません。それに、小さい頃はかわいがっていたのに、捨てられるペットが後を絶ちません。正しい飼い方・しつけ・マナーや、経済的な負担、世話にかかる時間的な制約など、ペットを飼う前に現在の生活がどのように変わるかを、本当に慎重に考えてください。衝動的にペットを飼い始め、後で困るのは自分だけではないのです。周囲の人たちにも迷惑をかけ、一番迷惑をこうむるのは「ペット」なのです。

ペットはぬいぐるみではありません。深い愛情と強い責任感、一生飼続けるという固い決意が必要です。ペットはあなたを愛します。無償の愛で。あなたは、同じだけの愛情をペットに注いであげられますか。

本町では「川根本町飼い犬条例」を定め、飼い主さんに犬の適正な飼育を促しています。適正な飼育が認められない場合には、町条例により罰せられる場合がありますので、十分ご理解のうえ、正しい飼育をお願いします。

ペットに関する詳しいお問い合わせは

本庁町民課生活衛生係 電話 (56) 2222

総合支所住民課衛生係 電話 (58) 7070 まで。

## chapter 3

# 人と動物たちが生きるために 動物たちが生きるために 共生して生きるために

人間と動物がともに楽しく、そして周りに迷惑をかけずに暮らしていくために、様々なルールやマナーがあります。それを守らずに生活していると、自分も、周りの人たちも、何より動物自身も不幸になってしまいます。

最近、動物に関する苦情が役場に多く寄せられています。特に犬の飼い方についての苦情が多く、代表的なものに「適正な飼育がされていないんじゃないかな」というのがあります。こういった苦情が本町からなくなるように、飼い主さんは、「登録をする」「しつけをする」「注射を受ける」「フンは処理する」など、基本的な部分をもう一度考えてみませんか。

ペットとともにある生活が、周りの人も一緒に楽しんでいいようになつたら最高ですね。